

## ふじみ野市犯罪被害者等支援条例（案）に関する意見等の募集結果について

### ■提出期間

令和4年12月12日 ～ 令和5年1月10日

### ■意見の募集結果

提出者数 2名 提出件数 12件

### ■意見提出方法の内訳

郵便	0件	ファクシミリ	3件
電子メール	9件	直接書面による提出	0件

### ■担当課

市民総合相談室

### ■意見の概要と市の考え方

意見の概要	市の考え方（修正がある場合は修正内容）	修正
<p>【制度全体についての意見】</p> <p>ふじみ野市犯罪被害者等支援条例に「犯罪被害者等支援計画」を制定する旨の条文を入れて下さい。</p>	<p>現時点において、市として「犯罪被害者等支援計画」を制定する旨を条文に入れる予定はございませんが、同計画につきましては、社会的動向、近隣自治体等の状況を鑑みて適宜調査研究してまいります。</p>	なし
<p>【制度全体についての意見】</p> <p>条例制定後、「犯罪被害者等支援計画」を制定していくなど具体的な施策を推進するなかで作成する文書のなかで、犯罪によって脳を損傷した後遺症で高次脳機能障害が残った方への相談について、漏れずに入れていただくことをお願いします。</p>	<p>高次脳機能障害に限らず、犯罪被害者やそのご家族・ご遺族が置かれる状況はそれぞれに異なり、必要とされる支援も様々です。本市はこうした方々の各々の状況に応じて、相談支援、関係機関との連絡調整等の支援に努めてまいります。</p>	なし
<p>【制度全体についての意見】</p> <p>今後、具体的な施策を展開するなかで、ふじみ野市として犯罪被害者等に提供できる「被害者支援のノート」のような配布物を作っていただけると嬉しく存じます。</p>	<p>東京都、京都府、及び新潟県では「被害者支援のノート」を都府県で作成し、管内の市町村や関連機関で配布できる体制となっています。埼玉県内におきましても、同様の体制が取れるよう県や関係機関等と連携を図ってまいります。</p>	なし

意見の概要	市の考え方（修正がある場合は修正内容）	修正
<p>パブリックコメントの実施について 要望事項として、条例案に関してパブリックコメントを募集される場合には、逐条解説と詳細な条例規則案の開示をお願い致します。</p>	<p>貴重な御意見として受け止め、参考にさせていただきます。</p>	なし
<p>第2条に定める犯罪等の定義について 犯罪被害者等基本法では犯罪等について、「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」と定義されていますが、警察への被害届の提出に至らない事案も含まれると解釈すべきか否か、見解を求めます。</p>	<p>本条例における「犯罪等」には、警察への被害届の提出に至らない事案も含まれております。 ただし、第8条に規定する「見舞金の支給」の対象となる犯罪行為につきましては、警察に被害が認知され、照会等により確認できることを要件としております。</p>	なし
<p>第2条に定める犯罪被害者等の定義について 犯罪被害者基本法では犯罪被害者等について、「犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族」と定義されていますが、その家族とは犯罪等により害を被った者と同居されている者に限らず、別居されている者も含まれると解釈すべきか否か、見解を求めます。</p>	<p>本条例における「犯罪被害者等」には、犯罪等により害を被った者と別居されている家族又は遺族も含め、対象を広く捉えております。 ただし、個々の具体的施策の実施に当たりましては、対象となる範囲を別に定めるものとします。</p>	なし
<p>第4条に定める市の責務について 基本理念から市の役割の重要性を認識するなかで、施策の実施にあたっては「関係機関等との適切な役割分担を踏まえて」と前置きされています。既に具体的な役割分担や支援内容の区分が調整されているのであれば、その開示をお願い致します。</p>	<p>施策の推進に当たりましては、関係機関と連携して支援を進めてまいります。市としては市民の最も身近な行政機関の窓口として、一時的に必要となる生活経費としての見舞金の支給の他、医療・福祉・保健面での支援、日常生活の支援、安全の確保等に関する支援を市の役割としてとらえております。</p>	なし

<p>第7条に定める相談及び情報の提供等について</p> <p>犯罪被害者等のグリーフケアは重要であり、相談業務の担当者は専門的知識を有した職員の配置が不可欠と考えます。</p> <p>また、総合的な相談窓口については、犯罪被害者等のプライバシーが保護され、煩雑な行政手続を一元化できるような場所の確保と人員体制の整備を要望致します。</p>	<p>犯罪被害者等からの相談につきましては、公認心理士や精神保健福祉士等の資格を有する相談員による対応を考えております。</p> <p>また、相談者の意向に応じて、プライバシーが確保できる個室等の確保、及び各担当職員が相談場所に出向くなど行政手続を一元化して行うことができるような体制づくりに努めてまいります。</p>	なし
<p>第9条に定める日常生活の支援について</p> <p>犯罪被害者等の置かれている状況は様々であり、その支援は多岐にわたり、時間の経過とともに支援の内容も変化します。そのためには庁内関係各課での情報共有と連携強化が不可欠で、支援が途切れることのない長期的ケアの体制づくりを要望致します。</p>	<p>第3条の「基本理念」に定めたように庁内関係各課での情報共有と連携強化を図り、必要な支援が途切れることのないよう努めてまいります。</p>	なし
<p>第12条に定める市民等及び事業者の理解の増進について</p> <p>犯罪被害者等を孤立させず、精神的回復を図るには周囲の支えは重要です。他方、周囲の偏見や心ない言動によって二次的被害が生じることもあります。第5条に市民等の責務、第6条に事業者の責務が明記されていますが、その実効性を高めるためにも犯罪被害者等から直接お話を伺う機会を設けることや犯罪被害者週間でのイベントの実施など積極的な啓発活動の展開を要望致します。</p>	<p>貴重な御意見として受け止め、参考にさせていただきます、積極的な啓発活動に努めてまいります。</p>	なし

<p>第13条に定める人材の育成について</p> <p>犯罪被害者等支援を担う人材の育成は市職員に限らず、広く市民を含めて対象とされているか否か、見解を求めます。</p>	<p>人材の育成につきましては、相談員、市職員、関係機関・団体の職員、事業者、市民など広く対象としてとらえておりますが、まずは相談員及び市職員の人材育成を優先して取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>また、併せて市民等及び事業者の理解を深めるため情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講じてまいります</p>	<p>なし</p>
<p>第15条に定める意見等の反映について</p> <p>犯罪被害者等の支援の充実を図るためには、相談者の有無や地域の別にかかわらず、あらゆる機会を通じて、多くの犯罪被害者等からの意見聴取と要望把握に努めていただくようお願い致します。</p>	<p>施策の推進に当たりましては、多くの犯罪被害者等からの意見聴取等に努めてまいります。</p>	<p>なし</p>